**仮処分申立書**

平成　年　月　日

◯◯地方裁判所民事第◯部　御中

債権者　◯ ◯ ◯ ◯

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

**申立ての趣旨**

１　債務者らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって債権者◯◯（以下「代表者」という。）の住居の平穏を害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。

（１）代表者の自宅（肩書住所地）に赴いて、面会を強要すること。

（２）代表者の自宅（肩書住所地）の門扉の中心点を基点として、半径◯メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして債権者らを避難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。

（３）上記土地において、代表者又は近隣住居の塀等に横断幕を掛けたり、組合旗を掲げたり、立て看板を立てかけたりすること。

（４）上記土地において、債権者らを非難する内容のビラを配布すること。

（５）上記土地において、ゼッケンを着用して佇立又は徘徊すること。

２　債務者らは、自ら若しくは所属組合員、支援者等の第三者をして、下記の行為その他の方法によって債権者株式会社◯◯（以下「会社」という。）の営業活動を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。

（１）会社の本店、支店、営業所、工場等会社の施設に赴いて、面会を強要すること。

（２）会社の本店が入居しているビルの入口ドアの中心点を基点として、半径◯メートルの範囲内の土地、並びに会社の支店、営業所、工場等会社の施設の各正門門扉の中心点を基点として、半径◯メートルの範囲内の土地において、拡声器を使用し又は大声を上げるなどして債権者らを避難し、演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。

（３）上記土地において、債権者らを非難する内容のビラを配布すること。

（４）上記土地において、ゼッケンを着用して佇立又は徘徊すること。

**申立ての理由**

１　当事者

（１）会社は、◯◯を業とする株式会社であり、代表者は会社の代表取締役社長である（甲１）。

（２）債務者◯◯は、平成◯年◯月◯日、会社から解雇された元会社の従業員である（甲２）。

（３）債務者◯◯労働組合（以下「組合」という。）は、債務者◯◯が加入している労働組合である（甲３）。

２　経緯について

（１）債務者◯◯は、本件解雇を不服として、平成◯年◯月◯日、会社を被告として、◯◯地方裁判所に対して、解雇無効の訴えを提起した。

（２）同裁判所は、本件解雇を有効として、債務者◯◯の請求をすべて棄却する判決を言い渡し、平成◯年◯月◯日、同判決は確定した（甲４）。

３　被保全権利

（１）代表者は、平穏に生活を営む権利及び名誉・信用を保持する権利を有し、会社は、誰の妨害も受けずに事業活動を営む権利及び名誉・信用を保持する権利を有する。

（２）ところが、債務者らは、本件解雇を有効とする判決が確定した後も、会社や代表者の自宅前において、街宣活動、面会強要等の違法な活動を行い、債権者らの上記権利を侵害した。

　　　なお、債務者らの違法活動については、別紙記載のとおりである。

４　保全の必要性

　　　別紙のとおり、債務者らは違法活動を継続しており、今後も同様の違法活動が継続されることが予想される。

　　　これによって、代表者は、住居の平穏を害され、健康も害している。

　　　会社は、騒音や誹謗中傷等により、本来の業務への支障、名誉・信用毀損等甚大である。

　　　したがって、債務者らの違法活動を仮に差し止める高度の必要がある（甲５）。

　　　よって、本申立てに及ぶ。

以上